

京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金の指定の手續等に関する条例施行規則第21条の規定により、京都市控除対象特定非営利活動法人審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第2条 委員長は、審査委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対しあらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知する。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りではない。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知したうえで、文書その他の方法による審議を行うことができる。なお、この場合において、委員長は、次の会議に報告しなければならない。

(審議の公正)

第3条 審査委員会は、委員が審査委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることを妨げる事情があると判断したときは、当該委員が審議及び議決に加わらないことを決定することができる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、京都市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合は非公開とする。

(議事録の作成)

第5条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 審議経過
- (5) 議決事項
- (6) その他必要な事項

2 議事録は、当該会議に出席した委員の確認を得て作成する。

(報道機関への対応)

第6条 新聞等報道機関から、取材の申込みがあった場合は、事務局を通じて委員長が審査委員会を代表して答えることとし、各委員への個別の取材には応じない。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年4月5日から施行する。